

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律の実施状況 (国際協力等について)

国際協力等（第17条第1・3項）

- 農林水産省は、関係省と連携・協力し、国際機関との連携・協力、持続的利用支持国との連携、関係国への働きかけを実施。

実施内容

鯨類資源等持続的利用国際推進事業（令和5年度：0.5億円）等を活用しつつ、以下の取組等を実施。

（1）国際機関との連携・協力

① 国際捕鯨委員会（IWC）

- ・ 2019年の国際捕鯨取締条約脱退後も、IWC総会及び科学委員会にオブザーバーとして参加。
- ・ 鯨類科学調査（非致死性）の結果や商業捕鯨捕獲対象鯨種の捕獲可能量算出結果等に関する情報をIWC科学委員会へ提供。
- ・ IWCと共同で北太平洋での鯨類目視調査（非致死性）を2010年から毎年実施。

② 北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）

- ・ NAMMCO総会及び科学委員会にオブザーバーとして参加（1992年の設立以来）。
- ・ 鯨類科学調査（非致死性）の結果や商業捕鯨捕獲対象鯨種の捕獲可能量算出結果等に関する情報をNAMMCO科学委員会へ提供。
- ・ NAMMCOと共同で衛星標識技術開発プロジェクトを2021年から実施。

（2）持続的利用支持国との連携及び関係国への働きかけ

① 持続的利用支持国との連携

- ・ 鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用及び管理における連携を目的とした国内外の関係者及び専門家等が参加する会合を開催。
- ・ 東カリブ漁業大臣会合や、大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議（COMHAFAT）主催会合、二国間協議等を活用し、持続的利用支持国との連携を維持・強化。

② 関係国への働きかけ

- ・ 関連する国際会議等の機会も活用し、水産資源の持続的な利用という我が国の立場に対する理解増進に対応。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（令和元(2019)年12月改正）（抄）

（鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進等）

第十七条 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見及び我が国における鯨類の持続的な利用の確保に関する情報の関係する国際機関への提供その他の鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進に努めるとともに、当該科学的知見の国内外における普及及び活用並びに鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解の増進のために必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講ずるものとする。